

平成24年 3月23日

午後 2 時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1 番	伊 藤 勝 巳	2 番	川 瀬 知 之
3 番	鈴 木 みどり	4 番	那 須 英 二
5 番	三 宮 十五郎	6 番	早 川 公 二
7 番	平 野 広 行	8 番	三 浦 義 光
9 番	横 井 昌 明	10番	堀 岡 敏 喜
11番	炭 竈 ふく代	12番	山 口 敏 子
13番	小坂井 実	14番	佐 藤 高 清
15番	佐 藤 博	16番	武 田 正 樹
17番	伊 藤 正 信	18番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

11番	炭 竈 ふく代	12番	山 口 敏 子
-----	---------	-----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（31名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	下 里 博 昭	総 務 部 長 兼 十 四 山 支 所 長	伊 藤 敏 之
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	平 野 雄 二	開 発 部 長	石 川 敏 彦
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	村 上 勝 美	教 育 部 長	山 田 英 夫
総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	村 瀬 美 樹	総 務 部 次 長 兼 財 政 課 長	佐 藤 勝 義
民 生 部 次 長 兼 健 康 推 進 課 長	渡 辺 安 彦	開 発 部 次 長 兼 商 工 観 光 課 長	服 部 保 巳
開 発 部 次 長 兼 土 木 課 長	三 輪 眞 士	教 育 部 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	服 部 忠 昭
監 査 委 員 長 事 務 局 長	服 部 正 治	秘 書 企 画 課 長	山 口 精 宏
防 災 安 全 課 長	伊 藤 久 幸	税 務 課 長	伊 藤 好 彦
収 納 課 長	服 部 誠	市 民 課 長	加 藤 恵 美 子
環 境 課 長	伊 藤 邦 夫	福 祉 課 長	前 野 幸 代
介 護 高 齢 課 長 兼 い こ い の 里 所 長	松 川 保 博	総 合 福 祉 セ ン タ ー 所 長	佐 野 隆
児 童 課 長	鯖 戸 善 弘	農 政 課 長	半 田 安 利

都市計画課長	竹川 彰	下水道課長	橋村 正則
生涯学習課長	八木 春美	十四山スポーツ センター館長	花井 明弘
図書館長	奥田 和彦		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	若山 孝司	書記	横山 和久
書記	岩田 繁樹		

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 平成24年度弥富市一般会計予算
- 日程第3 議案第2号 平成24年度弥富市土地取得特別会計予算
- 日程第4 議案第3号 平成24年度弥富市国民健康保険特別会計予算
- 日程第5 議案第4号 平成24年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第6 議案第5号 平成24年度弥富市介護保険特別会計予算
- 日程第7 議案第6号 平成24年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第8 議案第7号 平成24年度弥富市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第9 議案第10号 弥富市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第11号 弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第11 議案第12号 弥富市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第13号 愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第13 議案第14号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第15号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について
- 日程第15 議案第16号 弥富市遺児手当支給条例の一部改正について
- 日程第16 議案第17号 弥富市心身障害者扶助料支給条例の一部改正について
- 日程第17 議案第18号 弥富市介護保険条例の一部改正について
- 日程第18 議案第19号 弥富市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
- 日程第19 議案第20号 市道の廃止について

- 日程第20 議案第21号 市道の認定について
- 日程第21 議案第22号 平成23年度弥富市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第22 議案第23号 平成23年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第23 議案第24号 平成23年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第25号 平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第25 議案第26号 平成23年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 日程第27 海部南部消防組合議会議員の選挙について
- 日程第28 海部地区環境事務組合議会議員の選挙について
- 日程第29 閉会中の継続審査について

午後2時03分 開議

議長（佐藤高君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤高君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第81条の規定により、炭竈ふく代議員と山口敏子議員を指名いたします。

日程第2 議案第1号 平成24年度弥富市一般会計予算

日程第3 議案第2号 平成24年度弥富市土地取得特別会計予算

日程第4 議案第3号 平成24年度弥富市国民健康保険特別会計予算

日程第5 議案第4号 平成24年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

日程第6 議案第5号 平成24年度弥富市介護保険特別会計予算

日程第7 議案第6号 平成24年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算

日程第8 議案第7号 平成24年度弥富市公共下水道事業特別会計予算

日程第9 議案第10号 弥富市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について

日程第10 議案第11号 弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第11 議案第12号 弥富市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の一部改正について

日程第12 議案第13号 愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について

日程第13 議案第14号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第14 議案第15号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について

日程第15 議案第16号 弥富市遺児手当支給条例の一部改正について

日程第16 議案第17号 弥富市心身障害者扶助料支給条例の一部改正について

日程第17 議案第18号 弥富市介護保険条例の一部改正について

日程第18 議案第19号 弥富市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について

日程第19 議案第20号 市道の廃止について

日程第20 議案第21号 市道の認定について

日程第21 議案第22号 平成23年度弥富市一般会計補正予算（第8号）

日程第22 議案第23号 平成23年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

日程第23 議案第24号 平成23年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第24 議案第25号 平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）

日程第25 議案第26号 平成23年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議長（佐藤高清君） この際、日程第2、議案第1号から日程第25、議案第26号まで、以上24件を一括議題といたします。

本案24件に関し、審査経過の報告を求めます。

まず、総務委員長をお願いします。

総務委員長（伊藤正信君） 総務委員会に付託されました案件についての御報告を申し上げたいと思います。

私ども総務委員会は、3月19日13時から開催をいたしました。委員全員と委員外4名、あわせて市側からは市長、副市長、関係部課長出席のもとで開催をいたしました。付託されました案件は6件でございます。

まず、第1号議案、第2号議案といたしまして、一括して審査に入るわけですが、議案第1号は平成24年度弥富市一般会計予算、そして議案第2号は平成24年度弥富市土地取得特別会計の予算であります。2件を一括して審査をいたしました。その結果、1号議案につきまして、議員のほうから、それぞれ財政力はあり、行政力もある、ふさわしい予算案を、市側としては生活保護を受けずに頑張っている者の救済をすべき期待をする、それぞれの状況の中で創意工夫をして予算の執行はなされるべきではないかという反対の意見がございました。よって、私どもこの2件につきましては、議案第1号について審査をするとき、議員のほうから反対の討論がございましたので、採決をいたしました結果、賛成多数で承認をいたしました。あわせて2号議案、平成24年度弥富市土地取得特別会計予算は、全員賛成で原案どおり承認をいたしました。

続きまして、議案第10号弥富市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について、議案第11号弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、議案第12号弥富市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の一部改正について及び議案第13号愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について、一括して審査をいたしました。質疑、討論もなく、採決の結果、全員賛成ということで原案を了承いたしました。

続きまして、議案第22号平成23年度弥富市一般会計補正予算につきまして、担当課長から説明を受け、その内容は、自動車取得税交付金は愛知県の市町村への交付金が固まったことにより減額とする内容であるという説明を受け、質疑、討論もなく、採決の結果、全員賛成

で了承されましたことを総務委員会として御報告を申し上げますので、皆さん方の御賛同をお願い申し上げます。総務委員会の報告といたします。

議長（佐藤高清君） 次に、建設経済委員長、お願いします。

建設経済委員長（川瀬知之君） 建設経済委員会に付託されました案件は、議案第1号平成24年度弥富市一般会計予算初め9件であります。

本委員会は、去る3月16日10時に委員全員と委員外3名の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

まず、議案第1号平成24年度弥富市一般会計予算、議案第6号平成24年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算及び議案第7号平成24年度弥富市公共下水道事業特別会計予算は、集落排水の接続率はとの質問に対し、市側より、十四山西部は供用から間もないので50%ほど、他地区は9割程度、今後も接続の普及啓発活動に努めたいとの回答などの質疑がありました。以上3件は討論もなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

続いて、議案第19号弥富市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について、議案第20号市道の廃止及び議案第21号市道の認定は、質疑、討論もなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

続いて、議案第22号平成23年度弥富市一般会計補正予算（第8号）、議案第25号平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）及び議案第26号平成23年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、市側より、農地費の県営湛水防除事業負担金、県営地盤沈下対策事業負担金などの19節は、次の第4次補正による事業費の追加によるもの、事業精査による減額などの説明のあと、以前は発注後の精査はなかったような記憶だがとの質問に対し、市側より、現場の都合による工事ができない場合や、地元の要望により変更があるなどで金額が大きいものを補正するとの回答などの質疑がありました。討論もなく、一括採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

以上、御報告申し上げます。

議長（佐藤高清君） 次に、厚生文教委員長、お願いします。

厚生文教委員長（小坂井実君） 厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第1号平成24年度弥富市一般会計予算初め12件です。

本委員会は、去る3月16日に委員全員と委員外5名の出席により開催し、審査を行いました。その審査結果を御報告申し上げます。

まず、議案第1号平成24年度弥富市一般会計予算は、委員より、保育所の保育士は条例上でのあきはあるかという御質問に対し、市側より、正規職員は充足している。産休・育休の職員分を補充しているとの回答などがありました。

議案第3号平成24年度弥富市国民健康保険特別会計予算では、委員及び委員外より、滞納者の数はどの程度かとの質問に対し、市側より、1,261世帯との回答などの質疑がありました。

議案第4号平成24年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算及び議案第5号平成24年度弥富市介護保険特別会計予算は、質疑はありませんでした。以上4件は討論はなく、一括採決の結果、賛成多数で原案を了承いたしました。

続いて、議案第14号弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第15号弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について、議案第16号弥富市遺児手当支給条例の一部改正について及び議案第17号弥富市心身障害者扶助料支給条例の一部改正については、質疑はなく、議案第18号弥富市介護保険条例の一部改正については、減免制度の周知をとる質問に対し、市側より、ケアマネジャーの会議で周知することがより効果があると思われるので実施するとの回答、質疑がありました。以上5件は討論もなく、一括採決の結果、賛成多数で原案を了承しました。

続いて、議案第22号平成23年度弥富市一般会計補正予算（第8号）では、不用額の調整のほか、社会福祉費の補助料は、生活保護者の心臓手術や人工透析患者の増加、ストマーの購入などによるもの、また保健体育費の公有財産購入費は、水明テニスコート駐車場の土地購入費など、また議案第23号平成23年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）では、交付金がほぼ確定したことで、国保連合会のシステム変更による拠出金の変更など、また議案第24号平成23年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）では、多段階への変更のため、事務処理システム等の改修などの説明がありました。質疑、討論もなく、一括採決の結果、全員賛成で原案を了承いたしました。

その後、その他で、質疑がある場合、前もって通告していただくと明確な答弁ができるという提案が市側のほうからありました。

以上、御報告申し上げます。

議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

まず三宮十五郎議員、お願いします。

5番（三宮十五郎君） ただいま上程されております議案のうち、7件について反対討論をさせていただきます。

私はこれで弥富市の予算審議に46回目の参加をさせていただいたこととなりますが、この間、最初の40回につきましてはずっと反対討論をさせていただき、41回目の服部市長が就任

をされた最初の予算案に初めて賛成をさせていただきました。そして、この5年間は賛成の立場をとってまいりましたが、もともと市町村の予算というのは市民の皆さんの暮らしに深くかかわりのあるものでありまして、当然全部悪いとか、全部正しいとか、そういうことはないわけでありまして、したがって、私どもは、かつてずっと反対したときでも、いいことには賛成をし、また予算に反対しましても、積極的な提案もしながら、市民の皆さんの暮らしや、市の職員の皆さんの日ごろの御尽力に感謝をしながら、もっとよりよくすることができるのではないかと提案をする立場で対応してまいりました。

さきの5年間につきましては、当時の弥富の議会の状態から無用な混乱を避けたいという思いもありまして、当時の服部市長の市民の皆さんの意見をよく聞き、市民の皆さんと一緒に市政を進めていく、市役所は市民の皆さんの役に立つところにしていく、あるいは弥富の福祉は後退させない、そして必要な改善を進めていくということに期待をして賛成してまいりましたが、国や県の施策がますます国民の皆さんを苦しめる方向に動いてきている中で、私どもとしまして、やはりフリーハンドの立場できちんと物を言える立場をどうしても確保する必要があるということで、今回は一般会計予算を初めといたしまして、反対をさせていただくことになりました。

まず、その前提でございますが、この間の議会の議論の中でもございましたように、本当に大きく税収が落ち込む中で、税と社会保障の一体改革ということが今国会で議論をされておりますが、国民の暮らし、自治体の行政運営の予算をどう確保するかというのが非常に深刻な問題でありまして、この一体改革の議論に期待をされる向きもございますが、私は、大変残念なことではあります、今の国会の議論の中ではこの一体改革は絶対に成功しないというふうに考えております。

その理由は、以前の橋本行革のときにも、ようやく景気が回復し始めた時期でございましたが、9兆円負担増によりまして、勤労者世帯の可処分所得が当時596万円でありましたものが、今では平成10年度に504万円、この間92万円も後退する。消費支出は429万円から370万円と59万も後退をした。そしてまた、この間にさまざまな形で雇用のあり方が大きくゆがめられまして、働いても生活保護と変わらないような収入しか得られない、税金や健康保険の掛金や年金の掛金もできないような、こういう雇用形態が蔓延したことが、ますます国民の毎日の暮らしや、また地方にとっては税収の大幅な後退、その中で相次ぐ増税などが進められてまいりましたが、今回の20兆円負担増を伴うこのやり方は、橋本行革のときをさらに上回る形で国民を苦しめる。

国際比較でありますので少し古いものになりますが、2007年度に社会保障の各国の財源の比較をされた表がありますが、例えばフランスでは事業主負担の保険料が44.1%、日本は同じ時期に27.1%であります。本人負担の保険料はフランスは21.2%、日本は29.5%、今、大

きい問題になっております消費税は、当時フランスは税率は19.6%でありましたが、いろんな軽減措置がありますので、実際にこの社会保障財源の中で占めている消費税の割合は3.7%であります。日本は5%でございますが、社会保障財源の8.8%ということをお考えしても、何か消費税を上げれば税収がふえるような錯覚を持っておられる方があるかもしれませんが、絶対にもう中小企業なんかは転嫁できないという事業所が半数を占めているような状態の中で、これ以上の過大な負担をさせたら、営業そのものが成り立たなくなるような状態にありますので、こういう形のやり方というのは絶対に成功しない。したがって、今の政府にそうした期待を持つことは大変危険なことでございますので、私どもといたしましては、今、皆さんにも配付させていただきましたが、消費税に頼らず、社会保障の充実や財政危機打開の提言を發表させていただいておりますし、国会の論戦の中でもその立場を明らかにしております。

そういう前提がございますので、今、自治体でできることは、不要不急の借金や将来負担増を可能な限りしないようにしていく、こういうことが強く求められております。弥富市の借金は、合併は18年の4月1日でございますが、その合併で引き継いだ2町村の借金は114億7,600万円で、それが24年度末の見込みでは177億1,700万円と、1.5倍を超えるものになっております。ところが、1人当たり直しますと27万円の借金が41万円へと14万ふえたことになりましたが、そのうちの11万円は公共下水道の借金でございます。

私はかねがね、公共下水道の問題は市の財政を圧迫する、全国的にも大きな市町村の財政圧迫の原因になっているという立場をとってまいりましたが、例えば、海部南部水道が長期にわたって既に埋設しております石綿管の更新をするなどいたしまして、今までに投資をしたすべての費用は人口1人当たり28万円でございますが、それでも今、水道料の基本的な経費原価は200円を超えております。この流域下水道は、流域分と弥富市が負担する分を弥富市のその地域の実際の人口で割りましても、おおよそ120万円ほどの投資になります。水道の4倍を超えるような負担をし、しかもその費用の半分以上を借金で賄っていくという計画であります。このような計画がこのまま進められた場合、将来負担は私は取り返しのつかないものになるというふうに考えております。したがって、今、当然共同でやっている事業でありますから、全面撤退だとか、やめろとか、こんなやばなことは申しませんが、可能な限り、合併浄化槽も今非常に性能がよくなっておりまして、しかも130平方メートル以下の建坪のところでは、かなり大きいうちでございますが、1戸当たり60万円ほどで浄化槽の設置ができます。かなり大きい個人の住宅の場合でも、7人槽で80万円前後の費用でできることを考えましたら、1人当たり120万を超えるような負担を求められる、しかもその半分以上は借金で賄うということをお考えたら、非常に先行き不透明な中で財政の節約をする、何よりも本当にその日の暮らしもままならないような人がかなり多くなっている。政府の統計に

よりまして、2人以上の世帯で預貯金ゼロという世帯が今28%を超えているというような状況のもとで、自殺も3万人を超えて十数年ということになって、やや最近減少しておりますが、愛知県では統計をとり始めて以来、昨年の自殺は史上最高になっております。そういう中で、本当に国民の、市民の命と暮らしを守るといふ問題が大きな課題となっているときに、不要不急の事業に対してこんな巨額な、私はきちんとどの程度の将来負担があるかを一日も早く出してほしいということを常々要求してまいりましたが、残念ですが、借金の返済とその間の一定の経費については出してはおりますが、実際にこの事業によって将来負担がどのようなになるかという、当然水道なんかでもやっておりますし、全国の古くからやっているところでは費用もそういう形でちゃんと出してはおりますので、その気になればできることですが、これはもうこの事業に着手したときに、愛知県もそうございましたし、この事業に取り組んできた当時の町の皆さん、あるいは議会の皆さんもそうでありましたが、国や県が補償すると言っておるから大丈夫だといって、この事業に全面的にのめり込んで来たんですね。しかし、もうそんなことを言っておられない状況になっておりまして、実はもう青森だとか秋田だとか、そういう東北地方では、この震災よりもはるかに前から、下水道の計画については合併浄化槽などで対応できるところはそういうものに切りかえていく、人口密集地の限定されたところを公共下水道で進めていくという手法に切りかえておりますし、弥富でも、これは県の認可が当然必要であります。そういう方向に市の計画がきちんと立案されればできることでもありますので、そういう立場からぜひ、まず何よりも実際にどの程度の将来負担が見込まれて、市民と行政が負担できるものかどうかという、この辺の見通しを一日も早くつけていただいて、対応していただくことを強く求めるものでございます。

それから、この議論の中でも進めさせていただいてまいりましたが、合併以降の弥富市では、弥富中学校の建設だとか、日の出小学校の新設だとか、おくれておりました小・中学校の耐震工事だとか、同報無線、ケーブルテレビ、弥生保育所と児童館の全面改築だとか、こういうことをあわせて、予算ベースでいきますとおよそ100億円の平時にない財政支出を行っております。それに対して、毎年少ないときでも年間7億7,400万円、多いときだと12億1,600万円余りの積立金を取り崩すという予算を組んでやってまいりましたが、実際には17年度末の積立金の総額は34億3,100万円でありまして、23年度末の見通しは35億7,800万円でありますから、基本的に取り崩すどころか、積立金は増加をさせながらこれだけの事業がされてきたということは、私は本当に、多くの市町が税収が大幅に落ち込んで苦しんでいる中で、ちょっとこの周辺の市町ではない結果だと思います。

ただ、それには幾つかの理由がありまして、1つは、収入は低く、支出は高目に見積もって、初めから来年は十何億取り崩すとか、そういうことを議会にも職員にも市民にも示すわけではありますが、実際にはもう取り崩さなくてもいい、そういう状態がずっと続いてきたと

ということ、これはやっぱり市長がおっしゃられたように、市民と情報を共有して、本当に一緒に力を合わせてという立場からいうと、私はやっぱり直す必要があるというふうに思いますし、特に最近は何らか改善されてきておりますが、23年度につきましては入札制度の改善や、日の出小学校の入札による改善も非常に大きいから、市の職員の皆さんの努力や市長を初めとした皆さんの努力も重なっておりますが、しかし、土台には実際の収入をちゃんと当初予算のときにそこそきちゃんと計上しない、ここがやっぱりあって、職員の皆さんにもすごいプレッシャーになっておるんですね。そのことが結局生理休暇を一日もとらない若い職員がたくさんおったり、とれないような人事配置がされるとか、こういう形になっておって、やはりこういうぎりぎりの暮らしや、働き方をしておる時期でありますから、私はそうやって節約した成果は市民や職員に返していくことを含めて、可能な限り、市の施策というのは職員を通じてされていくものでありますので、職員の健康や職員教育、そういうものが担保されて意欲が増すような職場にさせていただく努力をしていただくことと、先ほど総務委員長報告の中にもございましたように、本当にぎりぎりの暮らしをしている人たちがたくさんおります。それこそ生活保護より低い収入で生活している人が、政府の統計でも生活保護を受けておる人の3倍、4倍いるということが明らかになっておりますが、こういう人たちに対して税金の負担をさせるとか、いろんな料金の負担をさせるというのは、私は法のもとでの平等ということからいってあってはならないことで、いろいろよそに比べると努力されてきておることもありますが、こうした最低限の市民に対する配慮を法律に基づいてやっていただくことがどうしても今避けて通れない、そういう状態になっているということを申し上げておきたいと思います。

そういうことで、当然その土台になっております24年度の市の一般会計予算、また市の借金がふえる大きな原因になっており、さらに将来負担がちょっと想像を超すような負担になるということを心配しておりますが、公共下水道事業につきましても、大幅な見直しをする必要があるのではないかと考えております。

国民健康保険特別会計につきましては、特に国の負担を減らしたことから、年収100万だとか200万程度の複数家族の人たちは高くて困っているという、今、中小企業の場合、協会けんぽということでやっておりますが、この人たちの収入に対する負担割合の1.5倍から1.8倍ほどの負担をしております、こういう状態を国に対して改善を求めていくこととあわせて、弥富市は22年度も23年度も2億3,000万ほど、1人当たり約2万円ほどの特別な負担をして、なるべく値上げを抑えるということをしてまいりましたが、どんどん収入が減ってますから、税率はふえても収入は減っていきますよね。ここの中で市の財政収支のバランスをとる、あるいは行政改革などという形で、こういうところの負担を今の市の財政状態で削っていくのはいかなものかというふうに考えます。

また、介護保険特別会計につきましては、これは後期高齢者医療保険制度もそうでありませんが、そのうちの一定割合、介護保険でいいますと20%、21%というような負担、あるいは弥富市の場合は国の調整交付金をもらえないことから、実際には23%、24%に近いような負担が負わされるわけではありますが、無収入の方にも2万1,600円を1年間に負担をさせる、これ1人ですからね。こんな制度そのものがあること自身が、私は憲法違反だと思いますし、いろんな御尽力をさせていただいておるとは思います、それにしても年金が1カ月1万5,000円、2カ月で3万円以上の人たちは年金から天引きするという、これで本当に暮らしが成り立つわけがありません。したがって、前にも申し上げましたが、そういう人たちが今、夕方のスーパーなどの時間切れ商品の値下げの時期を見計らって、手押し車につかまりながら小雪のちらつく中を歩いて、そういう食品の安売りの時間帯に行くというような状態が常態化しているような状態を考えながら、市政運営を進めていただきたいということを強く求めるものであります。

さらに、介護保険条例の一部改正につきましては、市だけで何もかもできるわけではありませんが、国に対して意見書などを出していただく努力もしておりますが、私はやはりまだ弥富市としてはできる努力が、例えばこの制度の中でできなければ外側でできる仕組みもあると思いますので、ぜひ一層の御検討をしていただくことを強く求めるものであります。

さらに、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定の件でございます。もともと法律では、企業に対して緑地や環境保全施設を施設の敷地の20%から25%保有することを義務づけていたものを、特区にしたことやいろんなことの中で優遇するというでそれを外して、4分の1、5分の1に外して、そこに施設つくりなさいと、よそに貸したりいろんなことができるようにしなさい、こういう条例なんですよ。これは鍋田干拓でももうダイオキシンは環境基準を超えている。あるいは、公害ぜんそくの原因になっております空気中の浮遊物質は環境基準を超えている。また、温暖化防止ということで緑地や環境問題が大きな問題になっている中で、要するに企業を応援すれば経済が発展するというで、どんどん企業や大金持ち優先の施策をとってきたわけではありますが、実際に健康面でも心配されるような状況になっている。特にアジアからの船なんかはかなりばい煙や、油をいいのを使ってないということもありまして、名古屋の南部、あるいは西部臨海工業地帯を含めまして、大変環境問題については憂慮すべき事態になっていることも考えたら、私は今の企業優先のやり方というのは、あえて改めるべきではないかというふうに考えざるを得ません。

長くなりますので終わらせていただきますが、1つは、今フランスと日本の例を比べさせていただきましたが、非常に土台のところでは大きな違いがありますし、また柔道の問題で見ますと、中学校のクラブ活動の中で柔道の死亡割合は人口10万に対して2.5人ほど、野球や

サッカーなんかの10倍近い事故で亡くなる人がある。一方フランスでは、日本の競技人口の柔道は3倍です。50年前に起きた死亡事故をきっかけにして指導者の国家資格制度を取り入れて、約400時間の教育課程をとらせると。勉強する分野も生理学や解剖学、精神教育学、そして救急救命の仕方などの400時間にわたる教育を受けた者でないと柔道の指導者になれないと。だから、国民の命と暮らしを守るということで、本当に働き方もそうなんです、若い人たちの仕事なくなる、失業がふえるといいますと、国民全体の労働時間を縮小して若い人たちを優先的に雇用する仕組みをつくるとか、こうやって人口が大幅に減少した中で、今、合計特殊出生率を超えて改善していますよね。やっぱり国がきちんと国民の命や暮らしに責任を負う立場をとることと、全く教育現場でこんな事故が起こっておってもまともに対応しないような状態と、今、国のあり方が根底から問われており、私はそういう中で、市長がおっしゃられましたように、一番末端の行政組織として、市民と国民と向き合うところで大変な御苦労されていることは本当に重々わかりますが、余り頼りにできない国を相手に仕事していくわけでありますから、私たちも改善を求めて頑張っただけですが、御一緒に少しでも市民や国民が安心できる国、まちにするために頑張っていくことを表明いたしまして、先ほど申し上げました各議案に反対の討論とさせていただきます。

議長（佐藤高清君） ほかに討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） これをもって討論を終結し、採決に入ります。

まず、議案第1号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第2号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第3号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第4号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第5号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第6号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第7号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第10号から議案第17号まで8件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号から議案第17号までの8件は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第18号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第19号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第20号から議案第26号まで7件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号から議案第26号までの7件は、原案のとおり可決いたしました。

~~~~~

日程第26 選挙管理委員及び補充員の選挙について

議長（佐藤高清君） 日程第26、選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名をいたします。

選挙管理委員には、三輪一男さん、青木忠さん、早川優子さん、伊藤学さんを、また補充員には、佐藤雅夫さん、伊藤操さん、富田忠市さん、伊藤重雄さんを指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名した方々を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した方々が、選挙管理委員及び補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。

補充の順序は、ただいま指名した順序にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、補充の順序は、ただいま指名した順序に決定いたしました。

~~~~~

日程第27 海部南部消防組合議会議員の選挙について

議長（佐藤高清君） 日程第27、海部南部消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名いたします。

海部南部消防組合議会議員に、大原功議員、炭竈ふく代議員、小坂井実議員、三浦義光議員、川瀬知之議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名した諸君を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した諸君が、海部南部消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された諸君は議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知します。

~~~~~

日程第28 海部地区環境事務組合議会議員の選挙について

議長（佐藤高清君） 日程第28、海部地区環境事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名いたします。

海部地区環境事務組合議会議員に、伊藤正信議員、佐藤博議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名した諸君を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した諸君が、海部地区環境事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知します。

~~~~~

日程第29 閉会中の継続審査について

議長（佐藤高君） 日程第29、閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長の申し出どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出どおり決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これをもって、平成24年第1回弥富市議会定例会を閉会いたします。

~~~~~

午後2時56分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤高君

同 議員 炭 竈 ふく代

同 議員 山 口 敏 子